

三十年戦争における「宿営社会」

—『ある傭兵の手記』を中心に—

渋谷 聡

1 はじめに

「三十年戦争」(1618~1648年)といえ、
「全人口の半分から3分の2までを喪失させ、
その後のドイツの発展を2百年も遅れさせた」
元凶として、否定的なイメージをもって語ら
れるのがつねであった⁽¹⁾。しかしながら、こ
のようなイメージは、参照可能な史料の量的、
質的な増大、研究者の観点の変化などにより、
かなりの修正を施されつつある。たとえば戦
争以前におよそ2千万人であった全ドイツ地
域の人口は、講和締結時には、1千60万人
から1千700万人程度であったとされる。す
なわち戦争による人口喪失の規模は、戦前の
水準の「15~20パーセント」に相当したにす
ぎず、しかも半世紀のちの1700年頃までには、
ふたたび戦争前の水準に復帰しているのであ
る⁽²⁾。

それにもかかわらず、30年にもおよんだこ
の戦争が、ドイツの社会に独特な影響をおよ
ぼしたこともまた、事実である。戦争がいわ
ば社会の「常態」となったこの地域において
は、当時の戦争における主役であった傭兵の
みならず、傭兵の妻子・家族をもともなった、
Lagergesellschaft「宿営社会」(B・R・クレー
ナー)が、各地の地域社会と対峙しつつ交流
する社会類型として成立した(第3章で詳述)。
この宿営社会は、本質的には連隊長を頂点に
いただく軍団(連隊)であったが、これらの軍
団の遠征距離はおしなべて長かった。このこ

とは、本稿でとりあげるひとりの無名の傭兵
が、25年間の傭兵生活において、実に2万5
千キロメートルにおよぶ移動(空間的移動)
をはたしたことから明らかである(この傭
兵の移動の全行程を図示した、後掲の図1を
参照)。

それでは、遠征が長距離におよんだ理由は
どこにあったのか。ここでは、G・パーカー
の「軍事革命」論の示すところに依りつつ、
解答をもとめることにしたい。M・ロバーツ
によるテーゼの提起にはじまり、これをめぐ
るパーカーはじめ諸家の批判・修正をへて現
在にいたっている「軍事革命」論の詳細につ
いて、ここで論じる余裕はない⁽³⁾。その要点
は、対攻城砲要塞(堡壘を備えたジグザグ型
の要塞)を築造する「イタリア式築城術」の
普及を中心とした、16、17世紀の軍事技術の
革命を、集権的な国家形成との相関関係にお
いて論じるところにあるといえよう。この観
点からすると、ハプスブルク家の領域をのぞ
いた、ドイツ(神聖ローマ帝国)の大半の地
域は、「イタリア式築城術」の導入が進まな
かったことから、「軍事革命」の普及をみな
なかった辺境部であった。たしかに、カトリッ
ク、プロテスタント両宗派の対立が深刻化し
た1540年代から50年代にかけて、城壁の新築
工事を計画した都市もあったが、その後半世
紀にわたり、政治的妥協にもとづく平和が続
いたため(1555年、アウクスブルクの宗教平
和)、新技術をいかした要塞は作られなかつ

たのである。こうした事情ゆえに強固な要塞拠点が少なかったところに、パーカーは、三十年戦争における戦闘（野戦）の多さと遠征距離の長いことの原因をみている⁽⁴⁾。「軍事革命」の辺境部としてのドイツにおいてこそ、非戦闘員（女性と子供）をともなった、世界的にみても類例のない宿営社会がなりたちえたといえるだろう。

本稿の目的は、ひとりの社会史研究者によって偶然に図書館の書架のなかから発見され、1993年に刊行された『ある傭兵の手記』を、「空間と移動の社会史」の観点から紹介し、これに対する若干のコメントをこころみるところにある。そのさい、近年のドイツにおける「近世軍事史研究」ならびに三十年戦争を対象とする「社会史的な見直し」という、双方の動向に学びつつ、検討を進めることにする⁽⁵⁾。

2 『ある傭兵の手記』

1. 『ある傭兵の手記』の史料的价值とその成立状況

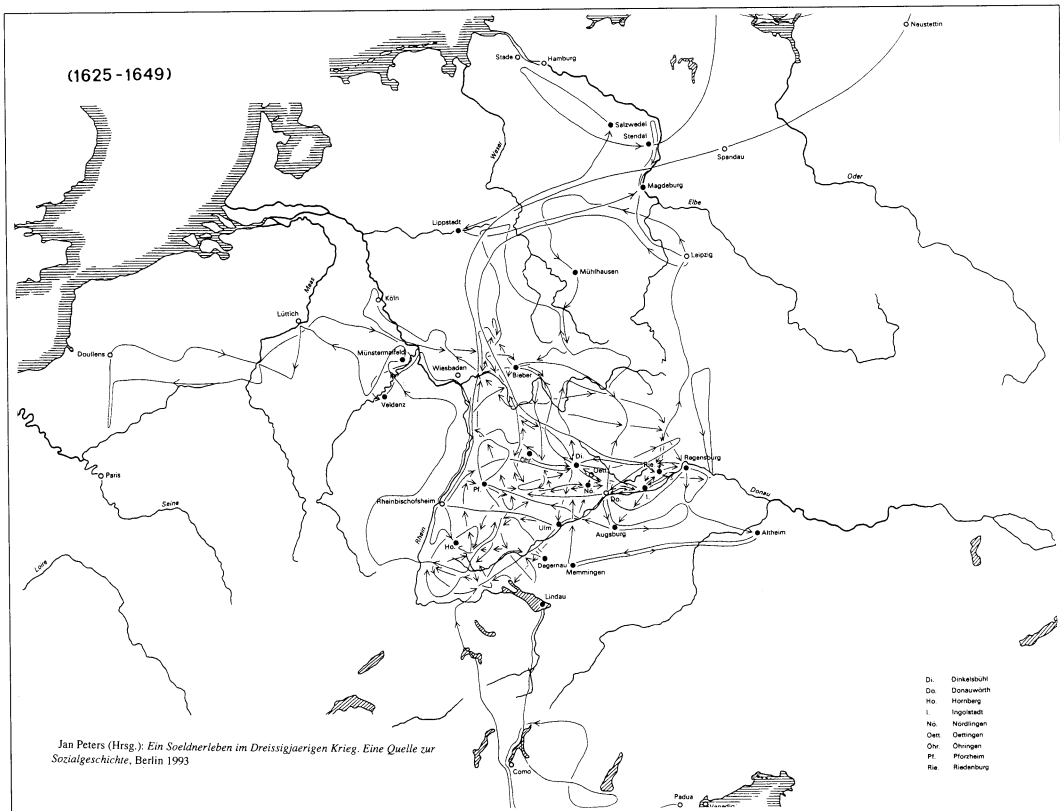
ベルリンのドイツ国立図書館においてこの手記をみいだしたJ・ペータースは、一介の傭兵の手記が保管されていた事実について、当初なにかの間違ひではないかと思っただしい。しかしながら、八つ折版（タテ11×ヨコ8センチ）で176ページ（本来は192ページにおよんだが、そのうちの16ページが欠落している）をかぞえるこの小冊子は、1932年に作成された同図書館の handwritten 本目録に、『1625～49年におけるある傭兵の手記』というタイトルで間違いなく登録されている。さらには、もうひとつ古い1826年作成の handwritten 本目録においても、同一の手記が『三十年戦争期の日記』として記入されていた⁽⁶⁾。三十年戦争にかん

して著された記録が、これまでのところ、グリメルスハウゼンの『阿呆物語』のような文筆家の筆によるものや、軍指揮官や聖職者といった社会の支配層によってしるされたものが大半をしめていたことから、ペータースは、下層民出身の一般兵士によって著されたこの手記がゆうする社会史的意義をたかく評価し、詳細な解説をくわえて1993年に刊行するにいった⁽⁷⁾。そのさい手記の内容は、テキストをそのままのかたちで収録したオリジナル版（新高ドイツ語）、ならびに現代ドイツ語版のふたつのバージョンで記述されている。

一般兵卒の視点という新たな見地から、三十年戦争を体験させてくれるこの手記の筆者たる傭兵の身元については、残念ながら不明である。手記には傭兵自身の名前はまったくしるされていない。しかしながら、後段でしめされるように、正確な日時と場所が記載されることによって、妻子をともなったかれの家族生活のあらゆる局面が伝えられている。この点に、ペータースは、これまでの記録にはない新しさをこの手記にみいだしている。テキストの記述から、傭兵の出身地としては、北ドイツの都市マクデブルクが考えられるが、ペータースの分析によると、傭兵の用いている方言は、むしろラインラント方言であるらしい。傭兵の出身階層を予測させる描写としてペータースが目にするのは、くり返しあらわれる水車小屋（製粉所）Mühleへの言及である。ここからペータースは、傭兵が製粉職人の子弟であったのではないかと、さらには所属する連隊において文書能力の高さを買われていた経緯から、都市の教養階層出身であったかもしれない、とする推測を提示している⁽⁸⁾。

ヴェストファーレンの講和締結が近づいた

図1：ある傭兵の移動の全行程（1625-1649）



出典：Jan Peters (Hrsg.), *Ein Söldnerleben im Dreißigjährigen Krieg. Eine Quelle zur Sozialgeschichte*, Berlin 1993, 付録図版

1647年11月から49年9月にかけて、傭兵は南ドイツの帝国都市メミンゲンに滞在していた。比較的平穏であったこの時期に、書き留めたメモの類いをもとに、かれは手記の執筆に取りかかったと考えられている。その後の手記の伝承の経過については、なお明確には確定しきれていない⁹⁾。

2. ある傭兵の空間的・社会的移動

さて、ここから手記本文の紹介にうつるが、そのさいつぎの点に留意することにしたい。手記の叙述の特徴は、25年間におよぶ傭兵生活ならびに家族生活の様々な局面を、淡々としかも事細かに記述したところにある。広範囲にわたるその記述内容を全面的に取り上げ

ることはおよそ不可能なので、ここでは、傭兵の地理的な移動（空間的移動）の側面、ならびに家族形成と連隊内での昇進（宿営社会内における社会的移動）の側面、以上のふたつの側面に力点をおき、クロノロジーにしたがって、簡潔にテキストの内容を要約してしめすことにする。紹介にあたっては、筆者の判断で、おおまかに四つの節をもうけている。なお図1は、テキストの記述をもとに、2万5千キロメートルにおよぶ傭兵の移動の全行程について、ペーターズが作成したものである。

(1) 戦争の第二段階 デンマーク・ニーダー
ドイツ戦争 1624～29年¹⁰⁾

三十年戦争の第一段階（パーメン・プファルツ戦争 1618～23年）からすでに、傭兵は従軍していた可能性がある、とペータースはみているが、『手記』本文にかれの足跡がしるされるのは、1625年からである。この年の春、北イタリアのブレッシアで傭兵にとりたてられたかれは、フランスとむすんでスペインと対立していた共和国ヴェネチアの軍に勤務するが、おなじ年の秋には解雇されている。その後しばらく、仲間と放浪したが、資金がなくなったので、おなじく北イタリアのパルマにて、1年半ほど傭兵になった。このパルマでの滞在期間は、戦争がなく比較的平穏であったようだが、注目されるのは、かれが傭兵の身分を維持しつつ、徒弟として副収入をえていたことである。この町でドイツ人のリュート（楽器）制作者に出会った傭兵は、この男から、なんらかの手工業の仕事を世話してもらい、かなりの給金をえている。以上の2年間にわたる北イタリアでの経験をへて、かれは傭兵生活に味をしめたようだ。

翌26年の秋には、仲間とふたりで、アルプスの北へ、すなわち戦争の主戦場たるドイツにむかう。

27年4月3日には、南ドイツの帝国都市、ドナウ川沿いのウルムに到着。この町で募兵をおこなっていた、ティリー指揮下のリガ軍（カトリック陣営）に所属するパッペンハイム将軍の連隊に入隊する。イタリアでの経歴をもとに一等兵として応募し、認められたらしい。これ以後、プロテスタント側のスウェーデン軍に勤務した時期（33年11月～34年9月）をのぞいて、傭兵はパッペンハイム連隊に所属している（39年3月以降、連隊長が交代している）。

またおなじ年のうちに、バイエルン出身のアンナという女性と結婚している。

陣容をととのえたパッペンハイム連隊は、この年の6月、フランクフルト・アム・マイン（中部ドイツ）をへて、北ドイツのプロテスタント領邦ブラウンシュヴァイクへ向かい、宮廷都市ヴォルフエンビュッテルを包囲する。この包囲戦のため、傭兵は18週間にわたってヴォルフエンビュッテルに滞在したが（ヴォルフエンビュッテルはこの年の年末に陥落）、この間に妻が病気にかかってしまう。その後妻の体調は回復したものの、2度の出産はいずれも死産であった（29年に、2度めの死産を経験している）。

(2) 戦争の第三段階 スウェーデン戦争
1630～34年¹¹⁾

この時期の傭兵の活動においてとりわけ印象的な局面は、31年5月にティリーの指揮のもとに敢行され、ながく人々の記憶に残ることとなる、マクデブルク（本来は司教座都市であったが、改革派に改宗）の破壊と略奪への参加である。

5月20日。この町に攻め込んだ傭兵は、市門付近で敵の銃弾をあびてしまい、瀕死の状態ですぐ市外の自軍の宿営にかつぎこまれる。からだを横たえたベッドのうえで、かれは自軍の勝利、すなわちマクデブルクの敗北を知るが、火を放たれ、敵方の略奪にさらされるこの町を、自身の「故郷」とよび、悲痛な思いをつづっている。「略奪」行為のもつ重要性については、後段でコメントを加えるが、ここでは、傭兵の妻が、下着などの衣服とワインなどを調達し、さらには連れてきた町の老女とともに、かれを看病した、という記述に注目したい。あきらかに、傭兵の妻は、夫の所属連隊と行動をともしており、戦闘後の

略奪にも参加して、生存に必要な物資を確保しているのである。

24日。傭兵は、他の負傷兵とともに、近隣の町ハルバーシュタットに連れてゆかれ、周辺農村に宿泊。この地で療養につとめ、7週間ののちには全快している。この年の9月には、スウェーデン軍との激しい戦闘がしるされている。

翌年31年の秋から33年にかけて、傭兵はほとんど戦闘を経験していない。特筆すべきは、33年に前述の妻（最初の妻）と4人の子供が死亡したことである（日時の記載が欠けているが、5月以降のことと思われる）。傭兵の妻が2度の死産を経験したことについては、すでに述べたが、こののち、傭兵夫婦はひとりの男の子と3人の女の子をもうけていた。しばらくのあいだ、夫のもとを離れていた傭兵の妻は、4人の子供をつれて、夫の所属する連隊を追いかけていたが、ミュンヘンへの移動中に病に倒れた。

ここで、傭兵の昇進のプロセスに、目を向けてみることにしよう¹⁴。

すでに述べたように、傭兵は、27年4月に一等兵としてパッペンハイム連隊に採用されたわけだが、このころのかれの主たる任務は、歩哨につくことであった。

32年の春には、南ドイツのリーデンプルクにおいて、伍長に昇進。下士官への仲間入りをはたしている。

33年秋には、シュトラウビングにおいて、軍曹をとびこえて、曹長に抜擢される。こののち、竜騎兵への転身を考えて独自に馬を調達するなど、装備を整える。しかしながら、南進してきたスウェーデン軍（32年のリュッツェンの戦いにおけるグスタフ・アドルフの戦死ののちは、ザクセン・ヴァイマル公ベルンハルトを総帥とする）にシュトラウビン

グを奪われ、所属連隊からはぐれて、スウェーデン軍に取り込まれたため、かれの昇進プランはついていた。スウェーデン軍では、傭兵は軍曹のポストに甘んずることとなる。

南ドイツにおける帰趨を決定したことで名高いネルトリンゲンの戦い（34年9月）における、傭兵の行動については、後述するが、スウェーデン軍の敗残兵として放浪していたかれは、偶然にもパッペンハイム連隊と遭遇する。旧知の連隊士官たちは、あたたかく傭兵を迎え入れてくれたが、かれのために残されていた空きポストは、伍長のポストでしかなかった。

36年11月には、中隊長にまで昇進したが、ペータースによれば、遅くとも39年の夏には、このポストを喪失している。中隊長を解任された経緯については、よくわかっていない。

それにもかかわらず、ペータースが注目しているのは、傭兵がつねに連隊ないし中隊司令部の周辺にいて、重要な任務と特権を与えられている、という事実である。ペータースは、後段においても紹介される、つぎのような事例をあげている。①中隊長と頻繁に食事をとりにしている。②連隊の裁判集会において、陪審人をつとめている。③自分の子供の洗礼立会人Pateとして、憲兵Profosその他士官クラスの人々をえている。④宿所については、つねに司令部の周辺に、よい宿をあてがわれている。⑤司令部から馬をあてがわれることもしばしばあり、前述のとおり、竜騎兵への転身をも計画していた。⑥戦闘が行われていないときは、傷病者の介護を担当させられることが多かった。⑦43年からは、中隊におけるFahnenjunker（副旗手、いわば士官候補生）として、旗手（中隊長につぐポスト）Fähnlichのもとで、中隊軍旗の管理をまかされている。以上の事例から、ペータースは、

傭兵の高い文書能力が買われていたために、司令部と兵卒とのあいだの仲介者として重宝されていたのではないかと推測している。

さて、ここからは、1634年にたちもどり、傭兵の足取りをふたたび追うことにしよう。さきにふれたように、33年の秋以降、スウェーデン軍にくら替えしていた傭兵は、34年（時節は不明）、フリートベルクで総司令官たるザクセン公の軍と合流し、宮廷都市ランツフート（バイエルン）の攻略に参加する。ランツフートは、スウェーデン軍の手におち、傭兵はこの町に8日間とどまって略奪に精をだす。ひとりの娘、12ターラーの現金、上着と下着を獲得する。出発のさいには、娘を家にかえしている。

同年の9月7日、スウェーデン軍とともに傭兵は、ネルトリンゲンに移動。大会戦にのぞみ、自軍は大敗北を喫したが、傭兵自身はかすり傷ひとつ負わなかったらしい。戦闘のうち、1時間ほど歩いていたところで、以前に所属していた中隊と遭遇する。中隊長は、かれに伍長のポストを用意してくれた。

(3) 戦争の第四段階 スウェーデン・フランス戦争 1635～48年¹³

13年間にわたるこの時期が、手記の大半をしめており、123ページを費やしている。傭兵は、いっかんして、皇帝とバイエルン選定侯に忠誠をちかう、パッペンハイム連隊（のちに連隊長の交代により、名称は変わるが）に所属している。また、フランスとの国境周辺をもふくめて、南ドイツを中心に移動している。

35年1月23日。フランス王国との国境にもちかい南ドイツの町プフォルツハイムにおいて、傭兵は、M・ブフラーの娘アンナ・マリアと2度めの結婚をはたしている。結婚式の

費用には45グルデンかかったが、そのうちの10グルデンをブフラーに用立ててもらおう。こうした収支勘定をこまかく記載しているところにも、この傭兵のパーソナリティーの一面をかいまみることができる。妻の父親であるブフラーについては、詳しくは述べられていないが、兵士ではないことは確かである。傭兵と駐屯先の都市住民との交流を想像させる一幕である。

7月には、フランスとの境にきて、ある農村を攻める。1千名におよぶ農民が教会にたてこもって抵抗したが、歩兵1千、1千5百騎の騎兵でもって焼き討ちにしている。

翌36年の9月30日には、フランス領のエコール・サンクエンティンという町において、同行していた妻の母が亡くなったので、この地に埋葬する。ここからもまた、傭兵の家族、ここでは妻の母が、傭兵と行動をとともにする、という「宿営社会」の重要な一側面がうかがわれる。

39年の3月には、南ドイツにもどり、シュヴァーベンの小帝国都市ビベラッハに駐屯している。17日に、32年に陣没した連隊長パッペンハイム将軍の後任として、ギュンター将軍が着任。傭兵は、「パッペンハイム」の名が失われたことにつき、おおいに嘆いている。

翌40年の3月。その名を「ギュンター」連隊とあらためた、かれの軍団は南ドイツの雄邦ヴェルテンベルクに進出。多方面に展開させるため、連隊が分割されたことにより、あらためて募兵が行われる。15日、傭兵は中隊長と食事をとむことを許されている。

4月には、シュトラウビングからパーリングに移動。9日、パーリングにて、妻が娘を出産し、バーバラと命名する。こののちに、妻が病にかかったので、傭兵夫婦はこの赤ん坊を当地の裁判官Richterに託し、連隊の移動

にしたがって、バイエルンのインゴールシュタットに移った。ここにおいては、第一に、軍隊とつねに行動をとともにする、兵士の妻という存在、第二に、傭兵と駐屯先の市民とのあいだの交流、以上のふたつの側面を確認することができる（次章で詳述）。もっとも、翌41年5月19日に、1歳の誕生日をむかえたばかりのバーバラは命をおとしている。

40年8月21日。中部ドイツの領邦ヘッセンのホンブルクに到着。傭兵は竜騎兵とともに、先遣隊として出動することを命じられる。

9月30日。駐屯先のホンブルクにおいて、物価が高騰。豆類がいちばんのご馳走になる。この経済状況に目をつけた傭兵夫婦は、石臼とかまどをつくって、大量にパンを焼き、これを販売する。同様の行動（駐屯先でのパンの製造と販売）は、46年6月、フリートベルクにおいても確認される。さらに、郊外の農村への食糧徴発のさいには、5、6千名の騎兵が、女と子供をともなって、出動している（宿営社会の必須の構成員としての女性と子供の存在。次章にて検討）。

41年4月。ホンブルク（ヘッセン）から、南進して、バイエルンにはいり、ドナウヴェルト、メリンゲンを経てシュトラウピングに駐留。傭兵は連隊の陪審員であったため、司令部のちかくに宿をあたえられた。

42年11月4日。傭兵はディアドルフという町に移っている。8週間前に傭兵はなんらかの持ち物を盗まれており、このことについて、司令部に申し出たため、裁判集会が開催される。その結果、被告として傭兵に訴えられていたある農民の領主が、金をはらうことで決着がつく。傭兵には12ターラーが支払われ、陪席判事Auditor、憲兵、宿営長Quartiermeisterの3者にも、それぞれ1ターラーがおさめられている。

43年8月8日。駐屯先であるシュヴァーベン（南ドイツ）の都市プフォルツハイムにおいて、妻が男子を出産する。洗礼名をメルヒョルト・クリストフとする。M・ポルト（軍医）、Ch・イーゼル（憲兵）、B・ディーデリン（曹長の妻）の3名に、洗礼立会人になってもらう。

45年の10月初旬から11月初旬までのおよそ1ヶ月のあいだ、傭兵はバイエルンの小邦パッペンハイム（帝国伯パッペンハイム一族の本拠地。以前の連隊長もその縁者である）の城の守備についていた。11月3日。この地で、妻が女子を出産し、マルガレータとなづける。しかしながら、マルガレータは翌年の8月22日に亡くなっている。

47年9月には、アルトハイムに移っていた傭兵は、この町を出発するさいに、4歳になった息子メルヒョルト・クリストフを、当地の学校の教師に託している。息子のいわば養育費として、年間10グルデンと衣服の代金を負担することを約束する。今回の行軍においても、妻は息子とわかれて、傭兵と行動をとみにしている。

9月27日には、ミュンヘンをへて、シュヴァーベンの帝国都市メミンゲンを攻略すべく、城外に到着する。塹壕をほり、大砲を準備し、包囲戦にそなえる。2ヶ月ばかり膠着状態がつづいたが、11月23日には、和議が成立した。市内にたてこもっていた350人の兵が撤退し、入れ代わりに、ギュンター連隊が入市して、市内に宿営をえた。

翌48年1月5日。午後3時に、妻が女子を出産する。妻と同じ名前（アンナ・マリア）をあたえる。洗礼立会人については、息子の出生のさいと同様に、ポルトとイーゼル、さらに中隊長の妻であるB・ヘッスインにひきうけてもらっている。

(4) ヴェストファーレン講和の成立以後⁰⁴

48年10月24日。北西ドイツ、ヴェストファーレン地方のふたつの都市、ミュンスターとオスナブリュックで開催されていた講和会議は、最終的に和平を決議・批准した。前年の9月からメミンゲンに滞在していた傭兵は、11月16日に、町の動静から、講和が成立したこと、すなわちかれに仕事の間を与えてくれたこの戦争が終結したことを知る。平和のための祝祭が市民によって催され、教会ではミサが行われた、と記されているだけである。かれの立場からすれば当然のことであろうが、和平の成立にたいする感慨は、伝わってこない。

翌49年5月7日には、ミュンヘンをへて、息子メルヒョルト・クリストフをひきとるために、アルトハイムにあらわれている。食費もふくめて、27グルデンの出費が記載されている。アルトハイムより、ふたたびミュンヘン経由で、メミンゲンにもどる。

5月26日からは、5歳9ヶ月になった息子を、メミンゲンの学校にかよわせている。ここでも、学校にかかる費用について、傭兵はかきとめている。週あたり2クロイツァー、年間に換算すると12グルデンである。このいわば教育費にかんする記述は、興味深い。この直後の記述から、傭兵の月給が13グルデンであったことが判明する。そうすると、月給の大半を息子の教育費につぎこんでしまうことになる。この事実をいかに解釈すればよいのか。くわしくは次章で述べることにするが、それだけ、略奪や副業による収入がおおきく、かなりの経済的な余裕があったことのあらわれではないか、と考えられる。

9月25日には、連隊が最終的に解雇された。連隊長は10ヶ月分の給与の支払いを雇い主である、皇帝とカトリック諸侯に要求したが、

3ヶ月分の給与しか支払われなかった。傭兵は、自分の月給が13グルデンであったことを伝えている。

9月26日。傭兵は、南にむけて出発する。ここで『ある傭兵の手記』の記述は終わっている。これまでつねにかれと行動をともにしてきた妻アンナ・マリア、六歳になった息子メルヒョルト・クリストフ、乳飲み子の娘アンナ・マリアの去就について、傭兵はひとつもふれていない。手記の編者ペータースによれば、傭兵稼業をつづけるために、幾人かの仲間とともに、かれはヴェネチアに向かったと考えられている。その地は、25年前にかれが初めて傭兵として給料をえた土地であった。

3 傭兵と「宿営社会」

本章のめざすところは、これまで紹介につとめてきた『ある傭兵の手記』の記述内容へのコメントをこころみることにより、三十年戦争期における傭兵の行動様式や価値観を、「空間と移動の社会史」の観点から、浮き彫りにすることである。そのさい、手記の編者ペータースの考察、ならびに、三十年戦争期の軍隊の社会史研究のために「宿営社会」という新たな概念を提起した、B・R・クレーナーの所説を中心に参照しつつ、検討をすすめることにしたい。

1. J・ペータースの考察より

(1) 行動様式：傭兵の日常⁰⁵

ペータースは、手記全体からえられる印象を、「つねに変転のなかにあった傭兵としての人生」として表現する。傭兵は、20歳前後から50歳代の手前までの年月を軍団のなかでついやしたと考えられている。このおよそ25

年という歳月のあいだに、相対的に下層の社会層（とりわけ都市下層民）にとって、三十年戦争のもつ意味は、質的におおきく変化した。すなわち、戦争の初期においては、おおくの都市民の子弟が、特別な働き場と冒険をこの戦争に求めて入隊した。これにたいして、30年ちかくも戦争が継続したことにより、地域社会に疲弊がもたらされた戦争の末期には、都市民のみならず、農民もふくめたおおくのひとびとは、むしろ「生きのびる」ためにこそ、なんらかのかたちで、戦争にかかわらざるをえなくなった。そのために、戦争末期における傭兵集団は、「流れ者」の集まりと化してしまう。すなわち、かれら傭兵は、軍団内部において、集団的に組織された発言権をもつことができず、上級士官とのあいだにはおおきな社会的な格差が生じていた、と推測される。くわえて、16世紀の傭兵軍団（ランツクネヒト）と比較すると、三十年戦争期の軍団においては、軍の給養面における規律化、すなわち、それまで自立をたもちつつ軍団に物資を供給してきた、酒保商人にたいする司令部による一元的管理が進行しており、こうした経済面からの傭兵にたいする管理ないし規律化も相当に進んでいたものと考えられる。

このような状況のなかで、才覚のある傭兵は、戦功をあげ、資金をたくわえることにより、軍団内での昇進、すなわち社会上昇をめざした。『ある傭兵の手記』の筆者も、間違いなく、そうした目先のきく兵士のひとりであった。たとえば、馬と装備をととのえて、実入りのよい竜騎兵としての出動を可能にしているのも、その一例である（33年秋、40年8月）。

また、「軍団内での副業」を確保することもまた、重要であった。軍の給養面における規律化の進行にもかかわらず、傭兵たちは、

工夫次第で多様な副業をえることができた。『ある傭兵の手記』の筆者のばあい、駐屯地での物価の高騰に目をつけて、妻とともにパン焼きかまどをつくり、パンの製造と販売にいそしんだ、という記述が印象的である（40年9月、46年6月）。そのほか、傷病者の介護、裁判集会での陪審員（41年4月）、募兵における兵士の徴募人などの副業に傭兵は従事している。

これにたいしてペーターズはとくに言及していないが、駐屯地の都市において従事する手工業など、いわば「軍団外での副業」もまた、重要であったと考えられる。この点を確認させてくれる記述は、それほど多くはないが、25年の秋に駐屯先のパルマにおいて、手工業の仕事にありついたという記述がその一例となろう。ここからは、後述する「宿営社会」が、けっして地域社会から隔絶された存在ではなく、地域社会（とりわけ駐屯先の都市）との接点をもち、一般の都市住民との接触がごく普通に生じえたことがうかがえる。

資金を確保するうえで、副業よりもさらに重要であったのが、戦闘後の「略奪」への参加であった。この点にかんしては、クレーナーの見解をとりあげる次節でくわしく論ずることにするが、ここでは、略奪における傭兵とその妻のパートナーシップにたいするペーターズのコメントを紹介しておきたい。手記の叙述にひんぱんに描かれていたように、略奪には、傭兵のみならず、かれの妻がかならず関与しており、ばあいによっては、妻のほうがより積極的に参加していた。当時の傭兵たちは、妻子を帯同していたこともあって、それぞれが独自の家計を営んでいた。そのさい、傭兵の給料が家計収入のひとつの柱になったことはいうまでもないが、不足分（契約どおりに給料が支払われないのは、むしろ日常茶

飯事であった)を補うためには、略奪行為による物資の確保が欠かせなかったのである。略奪によって獲得された物資の余剰は、折をみて販売され、さらなる利益をうみだした。したがって、三十年戦争期における傭兵とその妻は、効率的な「略奪と生産のパートナー」であった。この点で、手記の叙述において特徴的なのは、傭兵が連隊の移動にさいし、生活物資を整えることに気をくばり、移動先の市場の状況(とりわけ価格状況)に注意をはらっていることである。駐屯先でパンを製造し、販売する記述(40年9月、46年6月)は、それを示してくれる一例である。こうして、着実に資金をたくわえ、装備をととのえつつ、傭兵は軍団内での社会上昇の機会をうかがっていたのである。

(2) ある傭兵の価値観⁹⁴

『ある傭兵の手記』の記述からは、筆者たる傭兵のどのような価値観がうかがわれるだろうか。ペータースは、アイデンティティーと「名誉」観という、ふたつの観点にそくして、ある傭兵の価値観を想定している。

まず、前章の第1節でふれたように、傭兵の出身地としては、手記の記述内容からは、北ドイツのマクデブルク、つかわれている方言の分析からは、ラインラントが、考えられている。しかしながら、25年にわたって、中央ヨーロッパを渡り歩いた傭兵にとって、特定の出身地への思い入れ、ないしは何らかの観念上の祖国は、およそ意味のない存在であったようである。ペータースによれば、むしろかれの帰属先は、「多民族からなる戦場共同体」internationale Feldgemeinschaftたる所属連隊であった。この「多民族からなる戦場共同体」を、ひとつの「社会」、とりわけ男女のパートナーシップ(協力関係)という観点

からみなした場合には、これに「宿営社会」という概念をあたえることができるだろう。この点は次節で考察されるのでひとまずおくとして、この共同体を軍人のツフトともみなしていた傭兵は、そこに帰属することにたいして、ある種の職人的な誇りをいっていたようである。

この誇りは、連隊内での社会的かつ軍事的な名声を重視し、そうした名声をえることを「名誉」とみなす、かれの「名誉」観につながってくる。39年3月の記述において、連隊長の交代により、それまで親しんできた連隊名「パッペンハイム」が失われたことにつき、かれがおおいに嘆いていたことについては、すでにふれた。所属する連隊への思い入れは、相当なものだったようである。さらには、その連隊内で社会的・軍事的な名声をえること、具体的には昇進をはたすことが、かれにとっては、「名誉」となった。自分の子供の洗礼立会人に士官・下士官クラスの人々を求めるなど(43年8月、48年1月)の例に見られるような、士官への接近を求める行動様式も、かれのこのような「名誉」観に由来しているとみることができよう。連隊内での昇進を有利にすすめるために、かれは、士官たちとの円滑な人間関係をのぞんだものと考えられる。じじつ、手記本文の記述において、士官にたいする批判的意見が吐露される場面は、皆無である。また、自身と家族の経済生活の観点からみても、士官との良好な関係が、かれらの生活の物的な安定をひきださうの手段となりえたことは、いうまでもなからう。他方で、士官たちも、傭兵の兵卒との意思疎通能力をたかく評価していたようである。連隊が解雇された時点で、傭兵の月給が、伍長クラスの給与よりも多少上乘せされた、13グルデンにたっていた(49年9月)ことは、両者の関

係が維持されていたこと、さらには、昇進という目標がある程度は成功したことのあかしと見なすことができるだろう。

2. B・R・クレーナーの「宿営社会」論

以上のようなある傭兵の行動様式と価値観は、「社会」というよりおおきな枠組みにあてはめてみたばあい、いかなる普遍性をもちうるだろうか。この点で、近世ドイツ軍事史研究の指導者的存在である、B・R・クレーナーの「宿営社会」論は、おおいに示唆的である。1998年に公表された論考においてかれは、三十年戦争期の軍隊の状況をより正確に把握するために、これまでかれを含めた軍事史研究者が用いてきた「軍隊社会」*militärische Gesellschaft*ではなく、「宿営社会」*Lagergesellschaft*という新たな概念を適用した¹⁷⁾。この概念を考案した理由について、クレーナーは明示的には述べていないが、おそらくは、常備軍が定着しはじめることにより、軍隊が社会全体のなかで安定した位置をしめるようになる、17世紀後半以降とのちがいが念頭にあるものと考えられる。三十年戦争における軍隊は、ここまで手記の叙述にみえたように、戦場となった広大な中央ヨーロッパの大地を転戦しつつ、ながい距離を移動した。したがって、これらの軍隊は、各地の地域社会（都市、農村）との関係において、一方で攻略・略奪の対象として対立しつつ、他方では駐屯先としてしばらくの間、定着した。しかも、これから明らかにされるように、この軍隊においては、半分以上を女性や子供などの非戦闘員がしめていたために、文字どおり、軍団の宿営そのものがひとつの「社会」を構成していた、といっても過言ではない。このような存在形態とその流動的なイメージから、クレーナーは、17世紀後半以降の「軍

隊社会」との相違点に留意しつつ、三十年戦争期の社会状況をきわだたせるために、「宿営社会」とする概念をもちいたものと思われる。

クレーナーの「宿営社会」論の柱は、これまでにも折にふれて紹介してきたように、兵士と女性の共生関係を強調するところにある。この点にかんする、かれの議論を検討することにしよう。

非戦闘員（女性と子供）が軍団内で半数以上をしめていたところに、三十年戦争期における軍隊の特徴があったわけだが、この点は17世紀後半以降の軍隊との比較において、さらに明確になる。近年のドイツにおける軍隊の社会史研究は、軍隊と社会とのさまざまな関係をあきらかにしつつ、軍隊を社会との関係から隔絶された存在とみなしてきた、従来のイメージを、おおはばに修正しつつある。これらの研究は、17世紀後半以降の軍隊における兵士の既婚率をも明らかにしつつある。それによると、兵士の既婚率は、3分の1にたっていた。すなわち、軍団内の兵士のおよそ3人にひとりが、妻子をともなっていたと考えられるわけである¹⁸⁾。ここから、近代（19世紀）以降の軍隊とは明らかにことなる、近世の軍隊特有の側面をかいまみることができよう。

こうした事情は、戦争がいわば常態化していた三十年戦争の時期において、さらに顕著になったといえる。すなわち、兵士として出征し、おおくのばあい、戦死ないし傷病死することによる、慢性的な男性不足の状況が背景に存在していたからである。たとえば、北西ドイツのユーリヒ・ベルク地方を対象とした試算によると、18歳から60歳までの男性のうち、30パーセントが三十年戦争において命をおとしている。同地方の第二次世界大戦期

図2：16世紀の輜重隊



出典：Peter Burschel, *Söldner im Nordwestdeutschland des 16. und 17. Jahrhunderts*, Göttingen 1994, 付録図版

における男性の喪失率が、16パーセントであったことと比較すれば、いかにこの時期の男性不足の状況が深刻なものであったかを、想像することができよう¹⁹⁾。したがって、そもそも存在した男性不足のゆえに、男性の支配領域（戦場）に進出してゆかざるをえなかった、当時の女性の状況が、クレーナーの議論の出発点になっているとみることができる。

つぎに当時の軍隊にしめる非戦闘員の数的規模を、具体的に確認してみる。ここでは、傭兵の社会史研究においてすぐれた成果をあげている、P・ブルシエルのデータを参照することにしよう。ブルシエルのデータは、北西ドイツにかんするものであるが、1632年のある連隊の構成員は、兵士501名、女性335名、子供367名からなっており、兵士をこえる規模の非戦闘員をかかえていたことがわかる。他方、三十年戦争の終結から半世紀あまりが経過した1718年のある連隊においては、兵士5百名にたいして、女性と子供からなる非戦闘員の数は1058名にのぼっており、その数は1632年の例よりもむしろふえていることが見てとれる²⁰⁾。これらの女性と子供は、軍団の弾薬・食糧・被服などの配給と運搬を担当する、いわゆる輜重隊に所属し、軍団とともに行軍した。この輜重隊は、ばあいによっては、兵隊の4～5倍の規模におよぶこともあった。図2は、輜重隊の様子をえがいた16世紀

(1530年ごろ)の木板画であるが、ここからは、戦争中にもかかわらず、おおくの女性をともなう、むしろ賑々しい雰囲気をかもしだしていた輜重隊の状況がうかがわれる。ブルシエルによれば、領邦国家単位ですすめられた常備軍の創設とその管理の一元化（規律化）の進捗とあいまって、17世紀末から、輜重隊の減量化が課題となったが、これが容易には進まなかったことは、さきのデータから想像するにたかくない。

それでは、これだけ多数の非戦闘員、とりわけ女性はいかなる役割を、軍団の中でになっていたのだろうか。当時の軍団においては、女性は衣食面を中心に兵士の「世話」をし、戦士としての兵士（男性）は敵から女性を「保護」という、いわば性的役割分担がなりたっていた、とクレーナーは見ている。この「保護と世話」*Schutz und Pflege*という男女相互間の関係が、長期にわたった戦争において、お互いの生存を確保するための鍵であった²¹⁾。それゆえに、三十年戦争期の傭兵たちは、ほとんど例外なく、パートナーとしての女性をともなっていたのである。

パートナーたる兵士の「世話」という女性の役割がもっとも顕著にはたされたのは、戦闘終了後の略奪行為においてであった²²⁾。『ある傭兵の手記』においても、略奪において筆者の妻が活躍する場面は、数多くあげら

れるが、なかでも印象的なのは、31年5月のマクデブルクの包囲戦とその略奪における妻の活躍であった。市門への突撃の直後に銃弾をあび、瀕死の重傷をおって宿営にかつぎこまれた傭兵にたいし、妻はワインや衣服を調達し、町の老女とともに懸命にその介抱につとめたのであった。こうした叙述から、われわれは、略奪行為における女性の生き生きとした活動ぶりを想像することができる。略奪行為におけるパートナーとしての男と女、ないしはその縁者をふくめた傭兵の家族について、クレーナーは「略奪共同体」Beutegemeinschaftとする表現でもって、その概念化をこころみている²⁹。また、軍に村を荒らされ、生存の糧を失った住民たちのなかには、家族ごと、攻め込んできた軍に入隊したケースもおおかった。こうした事例から、リガ（カトリック）とユニオン（プロテスタント）というふたつの陣営の対立は、軍事企業家としての将軍たちの雇い主である王侯貴族にとっては、大義名分のある対立であったとしても、社会の大多数をしめる地域社会の住民たちにとっては、さしたる意味をもつものではなかった、といえそうである。かれらにとっては、まさに生き延びるために、自分たちをおそった軍団、すなわち宿営社会に身を投じなくてはならないばあいもありえたであろう。そういえば、『ある傭兵の手記』の筆者も、33年11月から34年9月にかけては、敵軍であるスウェーデン軍に属していたが、このようなくら替えにかんして、かれが罪悪感めいた思いをいだいていたようには、見受けられない。こうしたところにも、三十年戦争期の社会状況の特徴を認めることができるだろう。

最後に、宿営社会の特徴として、クレーナーが指摘しているふたつの点、ならびに筆者の

私見をくわえて、3つの論点をしめすことにしたい。

第一に指摘されるべきは、戦闘員（男性）と随行者（女性）との間における相互依存の関係、さきの表現でいえば、「保護と世話」という性的役割分担である。この点については、ここまでにおいて検討をこころみてきた。

クレーナーが指摘するふたつの特徴は、この社会における「階層性」ないしは「中心と周縁」として概念化される社会層の配置である³⁰。第一の論点において言及される両性の関係についても、軍団としての権力関係という観点からみれば、あきらかに戦士としての男性が主導権を握っている以上、かれらが中心としての位置をしめることになる。このことは、男性内部の階層性という点でみれば、当然のことながら、連隊司令部（士官）、下士官、兵卒という階層性として顕在化する。

三つめの論点として、クレーナーはとりたてて言及していないが、宿営社会としての軍団が駐屯地としての都市にいてい期間にわたって留まるばあいには、傭兵およびその家族と都市住民とのあいだの交流が頻繁に起こりえた点を、私見としてつけ加えておきたい。『ある傭兵の手記』においても、さまざまな局面において、こうした都市住民との交流の事例が確認される（25年秋、35年1月、40年4月、47年9月、49年5月）。一般社会から隔絶された軍隊というイメージは、近代（19世紀）以降の軍隊のものであり、近世の軍隊にこうしたイメージをあてはめることはできないのである³¹。

4 むすび

最後に本稿の検討においてえられた論点を整理することにより、むすびとしたい。

ベルリンのドイツ国立図書館において、社会史研究者 J・ペータースによって偶然に見い出され、世に送りだされた『ある傭兵の手記』は、これまでに知られてきた小説や手記の類いとは異なった観点から、三十年戦争期の社会状況をわれわれに伝えてくれる、第一級の史料であるといえる。なんといっても特筆されるべきは、25年間にわたる傭兵生活、ならびに2万5千キロメートルにおよぶその移動行程の膨大さであろう。

手記のテキストにあらわれた、傭兵の行動様式を理解するうえで有益な参照枠を提起してくれたのが、B・R・クレーナーの「宿営社会」論であった。クレーナーの議論は、戦争が常態化した三十年戦争期の社会状況の特徴を明確化することを、その目的とし、とりわけ戦士集団の規模をうわまわる女性をともなっていた、この時期のドイツの軍団の構成に着目した議論であるといえる。宿営社会の特徴としては、(1)戦闘員（男性）と随行者（女性）との間における共生関係、(2)社会層の階層的な構成（中心と周縁）、(3)傭兵およびその家族と駐屯地の都市住民との間における交流、の3点が確認された。

これらの特徴をゆうする宿営社会は、戦争が「常態化」した、ないしは「戦争が戦争をうみだす」サイクルに陥っていたドイツの三十年戦争においてこそ、出現しえた社会類型であったといえるだろう。空間上の移動を継続することにより、軍団を中心とする宿営社会は、各地の地域社会を攻略・略奪の対象とすることもあれば、駐屯地として比較的短期の滞在の対象とすることもあった。世界史的にも稀にみる妻帯者集団でもあったこれらの軍団社会においては、傭兵たちが、かれらの妻たちのバックアップを受けつつ、軍団内部での社会的上昇を目指したのであった。

[付記] 本稿は、筆者が在外研究にあった2002年4月末日に脱稿され、前川和也編著『空間と移動の社会史』（京都大学人文科学研究所報告、ミネルヴァ書房より刊行予定）に掲載されるべきものであるが、現時点において本書刊行の目処がたっていないため、『社会文化論集』に投稿することにした。本誌への投稿をお認めいただいた編著者の前川氏、ならびにミネルヴァ書房編集部にたいし、厚く御礼申し上げる。なお、在外研究中であったために参照しえなかった、ないしは本稿の脱稿以降に刊行された関連文献は、つぎのとおりである。

R・バウマン、菊池良生訳『ドイツ傭兵の文化史』新評論、2002年

菊池良生『傭兵の2千年史』講談社、2002年

鈴木直志『ヨーロッパの傭兵』山川出版社、2003年

佐久間弘展「三十年戦争期の戦争組織と社会」歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年

佐久間氏の論考は、本稿で取り上げた「ある傭兵」についても、概括的な観点から部分的には言及されている。しかしながら、J・ペータース編の刊行史料に関しては参照しておられない。したがって、本稿のもつ研究史的意義はなお十分に存在するものと判断する。

- (1) Benigna von Krusenstjern / Hans Medick (Hrsg.), *Zwischen Alltag und Katastrophe. Der Dreißigjährigen Krieg aus der Nähe*, Göttingen 1999, Einleitung, S. 13-36.
- (2) Geoffrey Parker, *The Thirty Year's War*, 1984. 本稿の作成にさいしては、ドイツ語版を参照した。Geoffrey Parker, *Der Dreißigjährigen Krieg*, Frankfurt / M. u.a. 1987,

- S.302-308.
- (3) これについては、大久保桂子氏による詳細な紹介と考察がある。大久保桂子「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」『思想』第881号、1997年。
- (4) G・パーカー著、大久保桂子訳『長篠合戦の世界史：ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500～1800年』同文館、1995年、38頁。
- (5) 軍事史研究を正面からあつかったことのない筆者にとって、わがくにの研究者による動向紹介の業績は、おおいに参考になった。鈴木直志「近世ドイツにおける軍隊と社会—『軍隊の社会史』研究によせて—」『桐蔭法学』第6巻第1号、1999年。阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現況」『史学雑誌』第110編第6号、2001年。同「近世ドイツにおける『軍隊社会』について—基礎データを中心に—」『中央大学文学部紀要』史学科第46号、2001年（「軍隊社会」と略記）。
- (6) Jan Peters (Hrsg.), *Ein Söldnerleben im Dreißigjährigen Krieg. Eine Quelle zur Sozialgeschichte*, Berlin 1993, S. 9, 12f. 本稿では、このテキストを簡潔に『ある傭兵の手記』とよぶことにする。Peter Burschel, *Himmelreich und Hölle. Ein Söldner, sein Tagebuch und die Ordnungen des Krieges*, in : Benigna von Krusenstjern / Hans Medick (Hrsg.), *a.a.O.*, S. 181-194.
- (7) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.9-12. なお、近年のドイツの社会史研究（日常生活史研究）においては、さまざまな階層の人々によってものされた「自己叙述史料」の発掘が進められている。『ある傭兵の手記』も、そうしたジャンルに属する史料として、脚光をあびている。Winfried Schulze (Hrsg.), *Ego-Dokumente. Annäherungen an den Menschen in der Geschichte*, Berlin 1996.
- (8) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.23-26.
- (9) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.15-20.
- (10) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.131-137.
- (11) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.137-148, 207-211.
- (12) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.202-203. ペーターズによれば、三十年戦争期の中隊兵士の月給は、おおよそつぎのとおりであった。従卒Knecht 6, 一等兵Gefreiter 7, 伍長Korporall 12, 軍曹Sergeant 18, 曹長Feldwebel, Wachtmeister 20, 旗手Fähnlich 38, 中隊長Hauptmann 150 (単位グルデン)。
- (13) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.148-186, 211-219.
- (14) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.187f., 220f.
- (15) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.222-232.
- (16) Jan Peters (Hrsg.), *a.a.O.*, S.233-244.
- (17) Bernhard R. Kröner, “...und ist der jammer nit zu beschreiben”. Geschlechterbeziehungen und Überlebensstrategien in der Lagergesellschaft des Dreißigjährigen Krieges, in : Karen Hagemann / Ralf Pröve (Hrsg.), *Landsknechte, Soldatenfrauen und Nationalkrieger. Militär, Krieg und Geschlechterordnung im historischen Wandel*, Frankfurt/M. u. New York 1998, S.279-296. 「軍隊社会」概念については、鈴木直志、前掲論文、203頁。
- (18) 阪口修平、「軍隊社会」44頁。
- (19) Kröner, *a.a.O.*, S.294, Anm. 6.
- (20) Peter Burschel, *Söldner im Nordwestdeutschland des 16. und 17. Jahrhunderts*,

Göttingen 1994, S.241f.

- (21) Kröner, a.a.O., S.287.
- (22) 前近代ヨーロッパにおける「略奪」については、山内進『掠奪の法観念史 中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』東大出版会、1993年に詳しい。
- (23) Kröner, a.a.O., S.284.
- (24) Kröner, a.a.O., S.287-289.
- (25) 17世紀後半以降にかんしては、阪口修平、「軍隊社会」41～43頁。鈴木直志，前掲論文，186～194，204頁。